

国空空技第564号
平成31年3月28日

東京航空局次長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が28.5%以上を確保した状態をいう。（4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上）

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

大阪航空局次長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が28.5%以上を確保した状態をいう。(4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上)

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

航空保安大学校長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が28.5%以上を確保した状態をいう。（4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上）

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

札幌航空交通管制部長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が28.5%以上を確保した状態をいう。（4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上）

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

東京航空交通管制部長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が 28.5%以上を確保した状態をいう。(4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上)

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

福岡航空交通管制部長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が28.5%以上を確保した状態をいう。（4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上）

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

那覇航空交通管制部長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が28.5%以上を確保した状態をいう。（4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上）

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

北海道開発局港湾空港部空港・防災課長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が28.5%以上を確保した状態をいう。（4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上）

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

東北地方整備局港湾空港部長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が28.5%以上を確保した状態をいう。（4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上）

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

北陸地方整備局港湾空港部長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が28.5%以上を確保した状態をいう。(4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上)

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

関東地方整備局港湾空港部長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が28.5%以上を確保した状態をいう。（4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上）

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

中部地方整備局港湾空港部長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が 28.5%以上を確保した状態をいう。(4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上)

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

近畿地方整備局港湾空港部長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が 28.5%以上を確保した状態をいう。(4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上)

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

中国地方整備局港湾空港部長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が28.5%以上を確保した状態をいう。（4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上）

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

四国地方整備局港湾空港部長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が28.5%以上を確保した状態をいう。（4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上）

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。

国空空技第564号
平成31年3月28日

九州地方整備局港湾空港部長 殿

国土交通省航空局
航空ネットワーク部 空港技術課長

建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成30年3月29日付け国空空技第456号（以下「通達」という。）』により、週休2日を実現した工事において間接工事費の補正を行っているところであるが、最新の施工実態を踏まえ、平成31年度に発注する工事より、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、同通達は、平成31年3月31日をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用し、2019年（平成31年）4月1日以降に契約手続きを開始する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）を原則とする。

2. 間接工事費の補正

「週休2日」の推進は、対象期間内において、4週8休等の現場休工を実現した工事について、設計変更（精算）時に、間接工事費の率に補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。なお、「週休2日」の休日は、祝祭日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、及び発注者があらかじめ対象外としている期間を含まない休日とする。

【4週8休以上】

共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.04

【4週7休以上4週8休未満】

共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.02

【4週6休以上4週7休未満】

共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.01

3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。
- 2) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業を行っていない状態をいう。
- 3) 発注者があらかじめ対象外としている期間とは、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などをいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が28.5%以上を確保した状態をいう。(4週7休以上；25%以上、4週6休以上；21.4%以上)

4. 条件の明示

特記仕様書の工期の欄に「2. 間接工事費の補正」に示す内容を明示するものとする。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の残業が大幅に増えないように留意するものとする。